



2024年5月10日

各 位

会 社 名 アルメタックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 村治 俊哉  
(コード番号：5928 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 経営管理部長 松永 則子  
(TEL. 06-6440-3838)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額、並びに取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容に関するお知らせ

当社は、2024年6月27日開催予定の第60期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）でのご承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、本日開催の取締役会において、本株主総会に定款一部変更の件（以下、「本定款変更議案」といいます。）を付議することを決議しております（なお、当社の2024年4月25日付「監査等委員会設置会社への移行並びに移行に伴う役員の変動に関するお知らせ」及び本日付「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。

併せて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額、並びに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容について、本株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第43期定時株主総会において年額2億3千万円以内（うち社外取締役分3千万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

当社は、本定款変更議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を移行前と同額の年額2億3千万円以内、そのうち社外取締役分につきましては、社外取締役の増員や今後の経営体制の強化も考慮して、年額3千万円以内とすることにつき、本株主総会に付議する予定です。（以下、「本取締役の報酬議案」といいます。）

なお、本株主総会に別途付議を予定しております本定款変更議案並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案（以下、「本取締役の選任議案」といいます。）が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

### 2. 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、本定款変更議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額4千万円以内とすることにつき、本株主総会に付議する予定です。

なお、本株主総会に別途付議を予定しております本定款変更議案並びに監査等委員である取締役の選任議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社は、本定款変更議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、2021年6月29日開催の第57期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することについてご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、今後も移行前と同様に、本取締役の報酬議案でご承認いただく予定の報酬額（年額2億3千万円以内）の枠内にて、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いいたしたいと存じます。報酬支給の対象は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）とし、現在の対象取締役は3名で、本取締役の選任議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は同じく3名であります。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額については、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、移行前と同額の年額10百万円以内とすることにつき、本株主総会に付議する予定です。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分につきましては、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限の解除は、対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失する日（以下、「退職日」という。）の後とし（以下、払込期日から譲渡制限の解除日までを「譲渡制限期間」という。）、対象取締役は、譲渡制限期間中、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数が12に達する場合、譲渡制限期間が経過した時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が経過して時点で譲渡制限を解除する。

払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数が12に達しない場合、譲渡制限期間が経過した時点において、払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数を12で除した数に、対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間に対象取締役が当社の事業と競業する業務に従事する等の無償取得事由に該当して無償取得することを決定した本割当株式、譲渡制限期間が経過した時点において譲渡制限期間が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

上記のほか、本割当契約に関する事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

（注）上記の内容につきましては、2024年6月27日開催予定の当社第60期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上